

静岡市市民活動センター条例

(設置)

第1条 静岡市は、市民活動（市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
静岡市清水市民活動センター	静岡市清水区港町二丁目 500 番地

(事業)

第3条 静岡市清水市民活動センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する相談に関すること。
- (3) 市民活動に関する講座等の実施に関すること。
- (4) 市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関すること。
- (5) 市民活動のための施設の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分（日曜日は、午後6時）までとする。ただし、センターの施設のうち第2会議室にあっては、午後6時（日曜日及び土曜日は、午前9時）から午後9時30分（日曜日は、午後6時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるセンターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第19条の規定による指定を受けてセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前2項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第1水曜日及び第3水曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(事務ブース等の利用者の範囲)

第6条 センターの施設のうち次の各号に掲げる施設を利用することができるものは、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 事務ブース及びロッカー 市民活動を行う団体で、本市の区域内において主な活動を行うもののうち市長が適当と認めるもの
- (2) 第1会議室及び第2会議室 市民活動を行う団体又は個人

(事務ブース等の利用の許可)

第7条 前条各号に掲げる施設（以下「事務ブース等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ指

定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の許可の期間)

第8条 センターの施設のうち事務ブースの利用の許可の期間は、1年以内とする。

2 前項の期間は、利用しようとするものの申請に基づき、当該事務ブースの利用を開始した日から起算して3年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、3年を超えて更新することができる。

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事務ブース等の利用又は許可事項の変更を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第10条 第7条第1項の規定による利用の許可を受けたもの(以下「事務ブース等利用者」という。)のうちロッカー及び会議室を利用するものは、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期限を定めるときは、当該納期限までに使用料を納付しなければならない。

2 事務ブース等利用者のうち事務ブースを利用するものは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

3 前項の場合において、同項に規定するものは、毎月末日までに、翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月の使用料の納期限は、市長が別に定める。

(使用料の減額又は免除)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 事務ブース等利用者の責めに帰ることができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用しようとする日前7日までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 前2項に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(利用の目的の変更等の禁止)

第13条 事務ブース等利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第14条 事務ブース等利用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用の許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、事務ブース等利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するとき

は、利用の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第 7 条第 2 項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第 9 条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第 16 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(原状回復の義務)

第 17 条 センターの入館者は、センターの利用が終わったとき、又は第 15 条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたとき、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 18 条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 19 条 センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 20 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第 21 条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がセンターの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がセンターの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第 22 条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 23 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 3 条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設の利用の許可に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第24条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第19条から第23条までの規定は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

1 事務ブース及びロッカー使用料

区 分	単 位	使用料
事務ブース	1ブース1月につき	5,000円
ロッカー	1個1月につき	300円

備考 利用期間に1月に満たない端数がある場合は、これを1月として計算する。

2 会議室使用料

室名	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
第1会議 室及び第 2会議室	600円	800円	900円	1,300円	1,500円	2,200円

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後6時まで)及び午前・午後(午前9時から午後6時まで)の区分とし、午前の使用料にあつては600円と、午後の使用料にあつては1,000円と、午前・午後の使用料にあつては1,500円とする。